

売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、税務署におきましては適正・公平な課税の実現のため、各種の資料情報の収集に努めており、例年8月頃に管内の法人及び個人事業者の方へ、売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出をお願いしております。

本年においては令和4年8月23日(火)に依頼文書の発送を予定しておりますので、会員の皆様におかれましては、資料提出へのご協力をお願いいたします。

なお、提出に当たっては、資料センデータを光ディスク等に格納して提出いただくようご協力をお願いいたします。

※「光ディスク等」とは、CD、DVD、FD及びMOのことをいいます。

【提出依頼対象事業者】

およそ3年に一度を目安に、法人及び個人事業者の方に依頼文書を発送しています。

【提出対象期間】

提出対象期間については、「令和3年1月～令和3年12月の1年間」としてはいますが、法人につきましては「直近事業年度1年間」を対象期間としていただいても差し支えありません。

【光ディスク等による資料の作成方法】

札幌国税局ホームページの『税に関する情報』から『一般取引資料せんの提出』を参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/shiryo/index.htm>)



【資料せんに関するお問合せ】

資料せんの作成方法などご不明な点については、資料の提出依頼文書「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて」に記載されている税務署の担当者までお問い合わせください。